

寒川町水路に関する条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
～ 略 ～			～ 略 ～		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
占用物件	単位	占用料	占用物件	単位	占用料
道路、橋りょう及び栈橋の敷地	使用面積1平方メートルにつき1年	550円	道路、橋りょう及び栈橋の敷地	使用面積1平方メートルにつき1年	590円
水路上に設置される店舗等	使用面積1平方メートルにつき1月	250円	水路上に設置される店舗等	使用面積1平方メートルにつき1月	270円
その他のもの	寒川町道路占用料条例（昭和63年寒川町条例第5号）に定める額とする。		その他のもの	寒川町道路占用料条例（昭和63年寒川町条例第5号）に定める額とする。	
～ 略 ～			～ 略 ～		
			附 則 （施行期日） 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の寒川町水路に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた占用に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた占用に係る占用料については、なお従前の例による。		